

(仮訳)

第1回日印外務・防衛閣僚会合 共同声明

2019年11月30日

1. 茂木敏充日本国外務大臣，河野太郎日本国防衛大臣，スブラマニヤム・ジャイシャンカル・インド外務大臣及びラージナート・シン・インド国防大臣は，2019年11月30日，ニューデリーにおいて第1回日印外務・防衛閣僚会合（2+2）を開催した。
2. 四大臣は，この対話が二国間の安全保障及び防衛協力の戦略的な深みを強化することを確認した。新たな安全保障上の課題を認識しつつ，四大臣は，2008年の「安全保障協力に関する共同宣言」及び2009年の安全保障協力を促進するための「行動計画」に基づく二国間の安全保障協力を進めることに対するコミットメントを改めて表明した。双方が，主権及び領土保全の原則が保証され，全ての国が航行及び上空飛行の自由を享受できる，自由で，開かれ，包摂的で，法の支配に基づいたインド太平洋地域の共通のビジョンを有することを想起しつつ，四大臣は，二国間協力の更なる強化が，両国の関心事項であり，インド太平洋地域における平和，安全及び繁栄の推進に資することとなることを強調した。

(二国間協力)

3. 四大臣は，二国間の防衛協力を深化させる上での昨年の進展を歓迎した。四大臣は，昨年以降，日印両国が全軍種間で共同訓練を開始したことに満足の意を表明した。四大臣は，防衛当局間の日印共同訓練を定期的を実施するため及び同共同訓練を更に拡充するために継続的な努力を行うことで一致した。この点につき，四大臣は，先般実施された第2回「ダルマ・ガーディアン2019」及び「シンユウ・マイトゥリ2019」を歓迎した。四大臣は，日本における初の日印戦闘機共同訓練に向けた調整を進めることで一致した。
4. 四大臣は，物品役務相互提供協定（ACSA）について，2018年10月に交渉を開始することを発表して以降の交渉の大幅な進展を歓迎した。四大臣は，交渉の早期妥結に対する期待を表明し，この協定が両国間の防衛協力の更なる強化に資するとの考えを示した。

5. 自由で、開かれ、包摂的で、法の支配に基づいたインド太平洋を実現するための海洋の安全の確保の重要性を認識しつつ、四大臣は、他国との協力を通じたものを含む、海洋安全保障及び海洋状況把握（MDA）に関する能力構築分野における協力を一層推進する意図を表明した。この文脈で、四大臣は、2018年12月のインドによるインド洋地域情報融合センター（Information Fusion Centre - Indian Ocean Region）の設置を歓迎した。インド側は、日本側に対し、インド洋地域情報融合センターへの連絡官の近い将来の派遣について期待を表明した。四大臣は、昨年署名された海上自衛隊とインド海軍の間の協力の深化に係る実施取決めに基づく情報交換の開始に満足の意を表明した。
6. 四大臣は、防衛装備及び技術協力を更に強化する必要性を強調し、第5回防衛装備・技術協力に関する事務レベル協議での生産的な議論に期待を表明した。この文脈において、四大臣は、陸上無人車両（UGV）/ロボティクス分野での共同研究の進捗を歓迎した。
7. 四大臣は、日印両国の国防教育及び研究機関間の既存の派遣プログラムを評価し、同プログラムを継続及び拡大することへの期待を表明した。

（多数国間協力）

8. 2018年11月及び2019年6月の日印米首脳会談を想起しつつ、四大臣は、米国との3か国協力を認識した。四大臣は、2019年9～10月に日本沖で実施された「マラバール2019」、2019年7月に日本で実施された機雷戦訓練・掃海特別訓練（MINEX）及び日本がオブザーバー参加した2018年12月の「コープ・インディア2018」に代表される3か国間の協力を満足の意を表明した。
9. 四大臣は、2019年9月のニューヨークでの日印米豪外務閣僚級協議を歓迎した。

（地域及び国際情勢）

10. 四大臣は、日印双方が関心を有する地域情勢、特にインド太平洋における安全保障環境について、率直かつ有意義な意見交換を実施した。
11. 四大臣は、インド太平洋の平和及び繁栄を促進するため、ASEANの中心性及び一体性を支持することの重要性を再確認した。四大臣は、2

019年6月のタイでの第34回ASEAN首脳会議における「インド太平洋に関するASEANアウトルック(AOIP)」の採択を歓迎した。四大臣は、共通の目的を達成するためASEANと協働していくことに対するコミットメントを表明した。四大臣はまた、東アジア首脳会議(EAS)、ASEAN地域フォーラム(ARF)及び拡大ASEAN国防相会議(ADMMプラス)を始めとするASEAN主導の枠組みへの支持を改めて表明した。

12. 日本側は、安心、安全で、安定し、繁栄する持続可能な海洋を作り出すことを目的とした、先般の第14回EASにおける「インド太平洋海洋イニシアティブ」のインドの発表を評価し、同イニシアティブに基づく具体的な協力について議論する意思を確認した。四大臣は、自由で開かれたインド太平洋の実現に向けた日本の取組及び「インド太平洋海洋イニシアティブ」を含むインドの取組、更にAOIPが、いずれも、包摂的で、地域の全ての国に開かれたインド太平洋地域のためのものであることに満足の意を表明した。インド側は、日ASEAN間の防衛協力のためのイニシアティブのアップデートとして、2019年11月に発表された日本の「ビエンチャン・ビジョン2.0」を歓迎した。
13. 四大臣は、関連する国連安保理決議に従った北朝鮮の全ての大量破壊兵器及びあらゆる射程の弾道ミサイルの完全な、検証可能な、かつ、不可逆的な廃棄を実現することの重要性を再確認し、関連する国連安保理決議の完全な履行に対するコミットメントを表明した。四大臣は、関連する国連安保理決議の明白な違反である北朝鮮による最近の弾道ミサイル発射を非難した。四大臣は、北朝鮮に対し、可能な限り早期に拉致問題を解決するよう強く要求した。
14. 四大臣は、第14回EASの議長声明を視野に入れつつ、南シナ海における最近の動向について意見交換を行った。この文脈で、四大臣は、航行及び上空飛行の自由、阻害されない適法な通商、並びに国連海洋法条約(UNCLOS)に反映されたものを含む普遍的に認められた国際法の原則に従った、法的及び外交的プロセスを完全に尊重した紛争の平和的解決の重要性を再確認した。四大臣はまた、南シナ海行動規範(COC)に関する交渉に留意し、COCが、実効的、実質的で、UNCLOSを含む国際法に従うこと、航行の自由を確保するものであること、また、国際法の下での南シナ海を活用する全てのステークホルダーの権利及び利益並びに

全ての国の自由を侵害してはならないことを求めた。

15. 四大臣は、脅威を増すテロを最も強い言葉で非難し、テロがこの地域における平和と安全に対する主要な脅威となっていることを認識した。四大臣は、テロリストの安全な逃避地とインフラを根絶し、テロリストのネットワーク及び資金源を断絶し、テロリストの国境を越えた移動を阻止するために取り組むよう全ての国に呼びかけた。四大臣は、全ての国が、自国の支配下にある領域が他国に対するいかなる様態のテロ攻撃の開始にも使われないことを確保する必要性を強調した。四大臣は、この文脈において、パキスタン国外で活動するテロリストのネットワークによりもたらされる地域への脅威に留意し、パキスタンに対し、テロリストのネットワークに断固とした、不可逆的な行動をとり、F A T Fに対するものを含む国際的なコミットメントを完全に遵守するよう求めた。四大臣は、情報及びインテリジェンスの一層の共有を通じたものを含む、テロ及び暴力的過激主義対策におけるより強力な国際的パートナーシップの必要性を強調した。

16. 四大臣は、今次会合の成功を踏まえ、意見交換を継続することの重要性に関する認識を共有し、次回の閣僚級2+2を東京で開催することを決定した。

(了)